

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月23日（平成29年（行情）諮問第194号）

答申日：平成29年12月25日（平成29年度（行情）答申第402号）

事件名：厚生労働省職員のうち発達障害者支援法上の発達障害者の人事記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省職員のうち発達障害者支援法上の発達障害者の人事記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年2月7日付け厚生労働省発人0207第10号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年1月23日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成29年3月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求は、「厚生労働省職員のうち発達障害者支援法上の発達

障害者の人事記録」に関して行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

人事記録については、「人事記録の記載事項等に関する政令（昭和41年2月10日政令11号）」及び「人事記録の記載事項に関する内閣官房令（昭和41年2月10日総理府令2号）」に加え、その取扱いの留意事項を記載した「人事記録の作成、保管等について（昭和41年2月11日総人局92号）」（以下、併せて「政令等」という。）により、記載すべき事項が示されている。

また、人事記録の記載事項等に関する政令2条1項5号及び人事記録の記載事項に関する内閣官房令1条4項6号の規定により「任命権者が必要と認める事項」（以下「必要事項」という。）も記載しなければならないこととされているが、厚生労働省においては、これを定めていないところである。

これらに基づき処分庁が作成している人事記録には、発達障害者支援法上の発達障害者を特定できる記載事項はなく、また、記載する必要性も無いことから「厚生労働省職員のうち発達障害者支援法上の発達障害者の人事記録」は、存在していない。

以上のとおり、処分庁は、政令等の規定に基づき人事記録を作成しており、発達障害者支援法上の発達障害者であることが特定できる情報の記載は政令等により求められていないことから、本件対象文書を作成・取得していないとする処分庁の判断に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記3（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年5月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月30日 | 審議 |
| ④ | 同年12月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「厚生労働省職員のうち発達障害者支援法上の発達障害者の人事記録」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3）において以下の旨を説明する。

ア 人事記録の記載事項は、「人事記録の記載事項等に関する政令（昭和41年2月10日政令11号）」及び「人事記録の記載事項に関する内閣官房令（昭和41年2月10日総理府令2号）」並びにその取扱いの留意事項を記載した「人事記録の作成、保管等について（昭和41年2月11日総人局92号）」（政令等）において定められている。

イ また、政令等では、発達障害者支援法上の発達障害者であることが特定できる情報の記載は求められていない。

ウ さらに、人事記録の記載事項については、上記アの政令の2条1項5号では「前各号に掲げるもののほか、内閣官房令で定める事項」があり、これについて定めた上記アの内閣官房令の1条4項において、同6号では「前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項」とされているが、この「任命権者が必要と認める事項」は、厚生労働省においては、これを定めていない。

エ したがって、政令等に基づき処分庁が作成している人事記録には、発達障害者支援法上の発達障害者を特定できる記載事項はなく、本件対象文書は存在していない。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、「審査請求後に審査請求人に対し改めて確認を求めたところ、本件開示請求は、正規雇用職員を対象としたものであるとのことであった。」と説明する。

また、本件対象文書は、発達障害者支援法上の発達障害者に該当する厚生労働省職員に係る人事記録と解する余地もあることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、この点に関し確認させたところ、「厚生労働省の正規雇用職員に対して、発達障害者支援法上の発達障害であるか否かについて、報告を求めたことはないため、発達障害者が存在するか否かは把握していない。」とのことであった。

(3) 当審査会において、政令等を確認したところ、上記(1)の諮問庁の説明のとおり、政令等では、人事記録に発達障害者支援法上の発達障害者であることが特定できる情報の記載は求められていないことが認めら

れ，上記（１）及び（２）の諮問庁の説明は，不自然・不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，処分庁において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子